

高齢者虐待防止のための指針

特定非営利活動法人なごみ

なごみ・みよせの里

2019 年 3 月 1 日施行

1. 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

2. 虐待の定義

本指針における虐待とは下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

- ①身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- ③心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- ④性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、次の役割を果たすため虐待防止委員会を設置する。

- 虐待防止のための指針の整備
- 虐待の防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- 虐待予防、早期発見に向けた取組
- 虐待の原因分析と再発防止策の検討

虐待防止委員の構成員

- ア 施設長
- イ 管理者
- ウ 介護支援専門員
- エ 主任
- オ 看護職員
- カ 介護職員
- キ 栄養士
- ク 医師

※この委員会の責任者は施設長とし、その時参加可能な委員で構成する。

開催・記録

定期開催し、虐待の発生や発生が疑われる場合はその都度開催。委員会の内容を記録。

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本指針

虐待防止を目的とした職員研修を年1回以上及び職員採用時に実施する。

研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。

研修の内容は開催日時、出席者、研修項目を記録し保管する。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本指針

虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、ただちに委員会を開催し客観的な事実確認を行う。虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。虐待が発生した原因と再発予防策を委員会において検討し、職員等に周知する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は施設長とする。事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談があった場合は、内容を委員で共有する。また、その内容は個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう最新の注意を払う。対応の結果は相談者に速やかに報告する。

8. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

9. 当指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができようになるとともに、ホームページ上に公表する。

10. その他

権利擁護者及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者様の権利擁護とサービスの質の向上に努める。